

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置を使用する  
監視システムの試験確認に係る業務規程

令和8年4月1日危保規程第3号

## 第1 目的

この規程は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）（以下「危規則」という。）第28条の2の5、第40条の3の10及び第60条の2、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）（以下「危告示」という。）第4条の53及び第4条の54、並びに「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するAIシステムの導入に係る留意事項について（令和5年5月15日消防危第124号）（以下「124号通知」という。）及び「危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の使用に係る運用について（令和8年2月27日消防危第37号）（以下「37号通知」という。）に定める条件付自動制御装置を使用する監視システム（以下「条件付自動制御システム」という。）の機能等の要件に関し、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が製造者等の申請に基づき、その仕様及び機能等並びに管理及び運用体制等に係る確認（以下「試験確認」という。）を行う場合に必要な手続き等を定め、もって当該条件付自動制御システムによる危険物の取扱いの安全確保に寄与するとともに、その安全性に関する製造者等の許可申請事務及び消防機関の審査検査事務の効率化を図ることを目的とする。

## 第2 業務の対象

この規程に基づく試験確認業務の対象は、次に掲げる機器で構成される条件付自動制御システムの仕様及び機能等並びに管理及び運用体制等とする。

### 1 条件付自動制御装置

条件付自動制御ソフトウェア及び当該ソフトウェアを正常に動作させることができる機能を有したハードウェアから成る設備又は機器。

### 2 OS（オペレーションシステム）

1の条件付自動制御装置のハードウェアを制御し、条件付自動制御ソフトウェアを正常に動作させる機能を有する基本ソフトウェア。

### 3 カメラ

条件付自動制御システムによる監視を正常に行うことのできる機能を有するカメラ。

### 4 火気センサー

火気を正常に認識できる機能を有するセンサー。

ただし、3のカメラに当該火気センサー機能を有する場合等で条件付自動制御システムに火気センサーを使用しない場合は除く。

5 可搬式セルフサービスコンソールシステム

協会が実施する「固定給油設備等の型式試験確認に係る業務規程」（昭和63年4月1日危保規程第4号）の確認を受けた可搬式セルフサービスコンソールシステム

6 卓上セルフサービスコンソール（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）

協会が実施する「固定給油設備等の型式試験確認に係る業務規程」（昭和63年4月1日危保規程第4号）の確認を受けた卓上セルフサービスコンソール

7 記録保存装置

条件付自動制御システムの作動状況等に係る記録を保存する設備又は機器。

8 仲介機

1の条件付自動制御装置と2～7の設備又は機器とを連携させることを目的に、必要に応じて設置される設備又は機器。

なお、5の可搬式セルフサービスコンソールシステムに、必要に応じて設置される卓上セルフサービスコンソールと可搬式セルフサービスコンソールとを連携させるための仲介機については、当該仲介機に含まない。

### 第3 同一型式の範囲

第2、1の条件付自動制御装置のソフトウェアの製造者とプログラム名称（ソフトウェアのバージョン番号の変更を除く。）及び第2、2のOSの製造者とOS名称（ソフトウェアのバージョン番号の変更を除く。）が同一のものを同一型式とする。

### 第4 試験確認の方法

この規程に基づく試験確認は、危規則第28条の2の5及び第40条の3の10、危告示第4条の53、第4条の54及び第60条の2並びに124号通知及び37号通知に定める仕様及び機能等並びに管理及び運用体制等の要件を満足するものであることを、協会が別に定める「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置を使用する監視システムの試験確認基準」（以下「試験確認基準」という。）に基づき次の方法により行うものとする。

1 理事長は、条件付自動制御システムを製造しようとする者の申請に基づき、試験確認基準に照らして、型式ごとに仕様及び機能等並びに管理及び運用体制等についての確認を行うものとする。

2 試験確認の区分は次のとおりとする。

(1) 新型式

ア 初めてこの規程に基づく試験確認を受けようとする場合

イ アの試験確認を受けた型式とは別の型式の試験確認を受けようとする場合

ウ ア又はイで不適合又は未実施となった場合に改めて当該試験確認を受けようとする場合

(2) 重変更

(1)で試験確認を受けた型式の条件付自動制御システムに別表第1の重変更欄に示す変更を行う場合

(3) 軽変更

(1)で試験確認を受けた型式の条件付自動制御システムに別表第1の軽変更欄に示す変更を行う場合

(4) 軽微な変更

(1)で試験確認を受けた型式の条件付自動制御システムに別表第1の軽微な変更欄に示す変更を行う場合

3 試験確認は、条件付自動制御システムの製造工場その他の関係のある場所（試験確認を受けようとする者又は試験確認を受けた者の事務所のほか、条件付自動制御システムを取り扱う場所、条件付自動制御システムを開発するために設定した場所等をいう。）（以下「関係のある場所」という。）において型式ごとに、条件付自動制御システムの仕様及び機能等並びに管理及び運用体制等について試験確認基準に基づく書類審査及び立会試験により実施するものとする。

ただし、軽変更の場合又は軽微な変更の場合のうち理事長が必要と認める場合を除き、立会試験を省略することができる。

第5 試験確認業務に関する手続き等

試験確認業務に関する手続き等は次により行うものとする。

なお、申請等に係る書類は正副2部提出することとし、副本1部を試験確認終了後に申請者に返還するものとする。

また、試験確認で不適合又は未実施（機能試験等が実施できない等の理由で適合又は不適合の判定ができなかったもの。以下同じ。）となった場合に改めて当該試験確認を申請する場合には、試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類並びに改めて実施した試験の結果を添付するものとする。

1 新型式の試験確認

(1) 第4、2、(1)に係る新型式の試験確認を受けようとする者は、様式第1の申請書に次に掲げる書類を添えて理事長に申請するものとする。

書類名称等	
仕様及び機能等に関する資料	条件付自動制御システムの概要
	機器構成図及び機器の仕様書等
	条件付自動制御装置による監視に係る機能が作動する使用条件の範囲(使用条件の範囲内外の識別について、条件付自動制御装置が自動認識する場合と、給油取扱所の係員が判断する場合とを区別すること)
	試験確認基準第2で確認する機能等を説明した資料

	試験確認基準第2で確認する機能等試験の試験成績書 ・評価観点チェックリスト ・シナリオ試験方式の評価観点一覧（顧客行動外乱） ・シナリオ試験方式の評価観点一覧（認識外乱）
管理及び運用体制等に関する資料	条件付自動制御装置の学習の仕組みに関する資料 （当該装置が誤って判断したものを自動的に学習しない仕組みになっていること等）
	条件付自動制御ソフトウェア及びOSのバージョン管理及び記録に関する資料（バージョンの振り方の説明、バージョン更新後の機能等の検証方法を含む）
	出荷先の給油取扱所に対するサポートに関する資料 （出荷先の条件付自動制御ソフトウェア及びOSのバージョンの更新方法及び記録方法、並びにサポート終了した場合の対応を含む。）
	記録保存装置に保存された作動状況等の記録の管理及び検証に関する資料
	条件付自動制御システムの不具合や事故発生時を覚知した時の対応に関する資料（第7に規定する対応を含む。）
	条件付自動制御システムの試験確認証明書の管理に関する資料
	条件付自動制御システムのセキュリティー対策に関する資料
	条件付自動制御システムを設置する給油取扱所における日常点検や故障時、事故発生時の対応等の運用体制の雛形
予防規程又はその関連文書の雛形	
その他理事長が必要と認めた書類等	

(2) 理事長は、申請書類を審査し、適正であると認めた場合は、協会の職員を関係のある場所に派遣するものとする。

協会の職員は、関係のある場所において第4、3による立会試験を実施し、理事長は、試験確認を行った結果を、申請者に対し様式第2の通知書により通知するものとする。

ただし、試験確認で不適合又は未実施となった場合は、その旨を様式第2の通知書により通知するものとする。

## 2 重変更の試験確認

(1) 第4、2、(2)に係る重変更の試験確認を受けようとする者は、様式第3の申請書に、1、(1)に準じて重変更に係る書類を添えて理事長に申請するものとする。

(2) 試験確認の実施及び試験確認を行った結果の通知については、1、(2)に準じるものとする。

## 3 軽変更の試験確認

- (1) 第4、2、(3)に係る軽変更の試験確認を受けようとする者は、様式第3の申請書に、1、(1)に準じて軽変更に係る書類を添えて理事長に申請するものとする。
- (2) 試験確認の実施及び試験確認を行った結果の通知については、1、(2)に準じるものとする。

#### 4 軽微な変更の試験確認

第4、2、(4)に係る軽微な変更の試験確認を受けようとする者は、様式第4の届出書に、1、(1)に準じて軽微な変更に係る書類を添えて理事長に届け出るものとする。

#### 5 定期調査

- (1) 第4、2、(1)の新型式の試験確認を受けた者は、当該型式の試験確認日を基点として、1年以内ごとに協会が行う定期調査を受けなければならない。

ただし、災害その他やむを得ない事情により、定期調査を行うことが困難であると認める場合は、最長60日の範囲内で延長することができる。

- (2) 定期調査を受けようとする者は、様式第5に示す定期調査申請書に次に掲げる書類を添えて理事長に申請するものとする。

書類名称等	
仕様及び機能等に関する資料	機器構成図及び機器の仕様書等
	試験確認基準第2で確認する機能等を説明した資料
	試験確認基準第2で確認する機能等試験の試験成績書 ・評価観点チェックリスト
管理及び運用体制等に関する資料	条件付自動制御ソフトウェア及びOSのバージョン管理の記録
	出荷先の条件付自動制御ソフトウェア及びOSのバージョンの更新記録
	条件付自動制御システムの試験確認証明書の管理記録
その他理事長が必要と認めた書類等	

- (3) (1)のただし書きの定期調査の延期を受けようとする者は、様式第6の届出書により、理事長に届出るものとする。
- (4) 理事長は、(2)の申請を受けた場合は、申請書類を審査し、適正であると認めた場合は、協会の職員を関係のある場所に派遣するものとする。
- (5) 協会の職員は、関係のある場所において、条件付自動制御システムの管理及び運用体制を書類で確認するとともに、試験確認基準に基づき型式ごとに仕様及び機能等を立会試験により調査を行うものとする。  
なお、立会試験で準備する条件付自動制御システム構成機器は任意の組合せとすることができるものとする。
- (6) 理事長は、定期調査を行った結果を、申請者に対して様式第7の通知書により通知するものとする。

ただし、定期調査で不適合又は未実施となった場合は、その旨を様式第7の通知書により通知するものとする。

## 6 再定期調査

- (1) 5、(6)の通知に不適合又は未実施の旨の記載がある場合、当該通知を受けた者は、不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した資料並びに改めて実施した機能試験の結果を添えて、定期調査の再申請（以下「再定期調査」という。）を行うことができるものとする。
- (2) 再定期調査の申請は、5、(2)に準じて行うものとする。
- (3) 理事長は、(2)の再定期調査の申請があった場合は、申請書類を審査し、5、(4)及び(5)に準じて、再定期調査を行うものとする。
- (4) 再定期調査を行った結果の通知は、5、(6)に準じて行うものとする。

## 7 試験確認証明書の交付

- (1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に条件付自動制御システムを設置する場合は、設置する給油取扱所ごとに試験確認証明書の交付を受けなければならないものとする。
- (2) 試験確認証明書の交付を受けようとする者は、様式第8の申請書により理事長に申請するものとする。
- (3) 理事長は、当該申請書に係る条件付自動制御システムが、試験確認を行ったものと同型式であると認めた場合は、様式第9の証明書を交付するものとする。

## 8 その他の変更

試験確認を受けた者は、次の事項に変更が生じた場合は、変更内容が記載された書類等を添付のうえ速やかに様式第10に示す変更届出書により理事長に届け出るものとする。

- (1) 住所又は法人の住所
- (2) 氏名又は法人の名称
- (3) 法人の代表者の氏名又は職位
- (4) その他必要と認める事項

## 9 型式の廃止

試験確認を受けた者が、試験確認を受けた条件付自動制御システムの型式を廃止する場合は、様式第11に示す型式廃止届出書により理事長に届け出るものとする。

## 第6 試験確認等の実施方法

- 1 関係のある場所での立会試験は、当該立会試験に要する時間を考慮し、申請者が効率的に計画すること。協会の職員は、他の業務等に支障ある場合、立会試験が完了しなかった項目については、未実施とするものとする。
- 2 協会が認める場合は、試験確認の内容で自ら測定、確認、証明等できない事項について、公正な第三者が測定、確認、証明等した結果を用いることができるものとする。

- 3 試験確認に用いる測定機器は、申請者の負担で準備するものとし、公的検査機関が発行した精度に関する証明書を有するもの又は協会の職員が試験を実施するうえで十分な精度を有すると認めるものでなければならないものとする。
- 4 試験確認の実施において、協会及びその職員の故意若しくは重大な過失によらない場合の条件付自動制御システム、測定機器等の滅失又はき損については、協会及びその職員はその責を負わないものとする。

## 第7 事故等の報告等

- 1 試験確認を受けた者は、試験確認を受けた条件付自動制御システムに係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告するものとする。  
また、不具合の原因の内容に応じて、出荷した条件付自動制御システムについて何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告するものとする。
- 2 試験確認を受けた者は、第5、7の試験確認証明書を第三者（試験確認証明書に記載された条件付自動制御システムを設置した給油取扱所を除く。）に占有された場合（盗難等を含む。）は、直ちに理事長に通知するものとする。
- 3 試験確認を受けた者は、給油取扱所に設置した条件付自動制御システムを撤去する事実を知り得た場合は、速やかに理事長に通知するものとする。

## 第8 立入調査等

理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができるものとする。  
立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

## 第9 試験確認結果の取消し等

理事長は、試験確認を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、試験確認結果の取消し等の必要な措置を講じることができるものとする。  
試験確認結果の取消し等については、別に定めるものとする。

## 第10 申請の不受理等

- 1 申請の不受理  
理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができるものとする。
  - (1) 申請者が第9に定める取消し等を受け、3年を経過していない場合
  - (2) 第9に定める取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
  - (3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合

- (4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- (5) その他理事長が試験確認を行うことが不適當であると認める場合

## 2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができるものとする。

- (1) 試験確認で不適合又は未実施となった場合で改めて当該試験確認を申請する場合に、試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合又は当該書類の内容が妥当でないとい認められる場合
- (2) その他理事長が申請受理を留保することが適當であると認める場合

## 第11 手数料等

- 1 手数料の額は、試験確認及び試験確認証明書の区分に応じ、それぞれ別表第2に定める額に、消費税相当額を加えた額とする。ただし、試験確認のため、協会の職員が関係のある場所に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

## 2 旅費等の額

- (1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

### ア 日当

1日につき 2,200円

### イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

### ウ 交通費相当額

- (2) 外国で行う試験確認又は調査に係る手数料及び旅費等の額は、1及び(1)にかかわらず、理事長が別に定める。
- (3) 試験確認又は調査に必要と認められる手数料及び旅費等以外の経費に相当する額は、理事長が別に定める。
- 3 手数料等の納付手続きについては、理事長が別に定める。
- 4 既に納付された手数料等は、協会が当該手数料等の額の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しないものとする。

## 第12 雑則

この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型 AI システムの実証機の試験確認に係る業務規程」に基づき試験確認を受けた者で、当該試験確認で認証を受けた型式を、第 4、2、(1)、アに規定する条件付自動制御システムの新型式に移行する場合（AI システム実証と構成機器が同一のものに限る。）については、様式第 12 の申請書により理事長に申請するものとし、手続きについては、第 5、1 に準ずるものとする。

当該移行手続きの手数料額は別表第 2 に係わらず 400,000 円とする。

なお、当該移行手続きに併せて構成機器を変更又は追加をしようとする場合は、別表第 2 の 1-d から 1-f の手数料額を加算するものとする。

別表第1（第4関係）

変更区分	変更の内容
重変更 (第4、 2、(2))	① 同一型式の範囲内において、既に登録されている型式と異なる可搬式 SSC システムの型式を追加登録する場合 ② 同一型式の範囲内において、既に登録されている型式と異なる卓上 SSC (可搬式 SSC システム非対応) の型式を追加登録する場合 ③ 同一型式の範囲内において、火気検知方式を変更又は追加登録する場合 ④ 同一型式の範囲内において、条件付自動制御システムの試験確認基準に定めている仕様及び機能等並びに管理及び運用体制等に重大な影響を及ぼす変更をする場合
軽変更 (第4、 2、(3))	① 同一型式の範囲内において、次の装置等を変更又は追加登録する場合（ただし、条件付自動制御システムの安全性に影響がないものに限る。） ア 条件付自動制御装置（ハードウェアに限る。） イ カメラ ウ 火気センサー（重変更③を除く。） エ 記録保存装置 オ 既に登録されている型式の可搬式 SSC システムの構成機器の卓上 SSC、可搬式 SSC、通信装置又は制御装置の機種と異なる機種 カ 既に登録されている型式の卓上 SSC（可搬式 SSC システム非対応）の機種と異なる機種 キ 仲介機 ② 同一型式の範囲内において、変更又は追加の内容が、重変更及び軽微な変更該当しない場合
軽微な変更 (第4、 2、(4))	① 試験確認基準に定めている仕様及び機能等以外を変更する場合（ただし、条件付自動制御システムの安全性に影響がないものに限る。） ② 第5、1の「管理及び運用体制等に関する資料」を変更する場合（ただし、条件付自動制御システムの安全性に影響がないものに限る。）

備考1 SSCはセルフサービスコンソールの略である。

- 2 追加登録、変更することができる可搬式 SSC システムの構成機器、又は卓上 SSC（可搬式 SSC システム非対応）の機種は、予め「固定給油設備等の型式試験確認に係る業務規程」（昭和63年4月1日危保規程第4号）により試験確認を受けているものに限る。

別表第2 (第11関係)

試験確認の区分	試験確認の内容		手数料額
新型式 (第4、 2、(1))	1-a	第4、2、(1)、アの場合(第2、1(ハードウェアに限る。)、3、4、7及び8の構成機器は1機種ずつに限り、第2の5及び6の構成機器は1型式ずつに限る。)	1型式につき 1,450,000円
	1-b	第4、2、(1)、イの場合(第2、1(ハードウェアに限る。)、3、4、7及び8の構成機器は1機種ずつに限り、第2の5及び6の構成機器は1型式ずつに限る。)	
	1-c	第4、2、(1)、ウの場合	
	1-d	1-a又は1-bの申請と同時に、第2、5の型式を追加登録する場合の2型式目からの1型式につきの加算額	1型式につき 160,000円
	1-e	1-a又は1-bの申請と同時に、第2、6の型式を追加登録する場合の2型式目からの1型式につきの加算額	1型式につき 80,000円
	1-f	1-a又は1-bの申請と同時に、第2、1(ハードウェアに限る。)、3、4、7及び8までの構成機器を追加登録する場合の2機種目からの1機種につきの加算額	1機種につき 25,000円
重変更 (第4、 2、(2))	2-a	別表第1、重変更①の場合	1型式につき 320,000円
	2-b	別表第1、重変更②の場合	1型式につき 160,000円
	2-c	別表第1、重変更③の場合	1機種につき 320,000円
	2-d	別表第1、重変更④の場合	1型式につき 725,000円
軽変更 (第4、 2、(3))	3-a	別表第1、軽変更①の場合	1機種につき 50,000円
	3-b	3-aの申請と同時に、別表第1、軽変更①のアからキまでの構成機器を変更又は追加登録する場合の2機種目からの1機種につきの加算額	1機種につき 25,000円
	3-c	別表第1、軽変更②の場合	140,000円
定期調査(第5、5)、再定期調査(第5、6)			1型式につき 450,000円
第5、7に定める試験確認証明書			1通につき 5,000円

備考1 SSCはセルフサービスコンソールの略である。

- 2 追加登録、変更することができる可搬式 SSC システムの構成機器、又は卓上 SSC（可搬式 SSC システム非対応）は、予め「固定給油設備等の型式試験確認に係る業務規程」（昭和 63 年 4 月 1 日危保規程第 4 号）により試験確認を受けているものに限る。
- 3 重変更と軽変更を同時に申請する場合には、該当する手数料額をそれぞれ加算する。